

意見書案第4号

(和光市議会)

軽度外傷性脳損傷に関する周知と労災認定及び自賠責
保険の基準改正を求める意見書

上記の意見書案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

平成26年6月23日

和光市議会議長 菅原 満様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

菅原次男

須貝郁子
森藤秀雄

吉田けさみ

阿部かさみ

金井伸夫

軽度外傷性脳損傷に関する周知と労災認定及び自賠責保険の基準改正を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野狭窄、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

WHOによれば、外傷性脳損傷の罹患者数は、全世界で年間1000万人に上り、その内軽度外傷性脳損傷は9割を占めます。軽度外傷性脳損傷のほとんどがおおむね1年以内で回復しますが、1割ほどは回復することなく、障害後遺症状に苦しめられています。

軽度外傷性脳損傷は、MRI等の画像検査で異常が見つかりにくく、日本では労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多いので、患者は周囲に理解されない心身の苦痛に加え、経済的困窮に陥る事態も多いのが現状です。

さらに、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子供たちが軽度外傷性脳損傷を発症する可能性も高まっています。

医療機関初め、学校現場を含む教育機関、また広く国民全般に、軽度外傷性脳損傷についての啓発・周知を図り、理解を進める必要があります。

国におかれましては、現状を踏まえ、下記事項について早急に適切な措置を講じられるよう、強く要望いたします。

記

- 1 国際基準に沿ったガイドラインを作成し、労災認定及び自賠責保険の後遺障害の認定基準を改正すること
 - 2 労災認定及び自賠責保険の基準の改正にあたっては、不正防止のため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること
 - 3 支援拠点病院や相談窓口の設置など、患者の支援体制を整備すること
 - 4 軽度外傷性脳損傷について、教育機関初め広く国民への啓発・周知を図ること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 23 日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	伊吹 文明	様
参議院議長	山崎 正昭	様
内閣総理大臣	安倍 晋三	様
文部科学大臣	下村 博文	様
厚生労働大臣	田村 憲久	様